

# 証明書コンビニ交付10円キャンペーンにかかる 広報業務委託仕様書

## 1 委託業務名

証明書コンビニ交付10円キャンペーンにかかる広報業務委託

## 2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 業務目的

本業務は以下の4つの目的のために実施する。受託者が保有するデータ分析手法や専門的な広報戦略などのノウハウを活用し、効率的・効果的な広報を行う。

### (1) コンビニ交付の利用促進

現在もコンビニ交付の手数料は窓口より100円減額しているが、この手数料を「一律10円」と大きく減額することにより、コンビニ交付の利用を促し、市民サービスの向上と窓口の負担軽減の両立を目指す。

※数値目標 コンビニ交付の利用率 50%（現状は32.4%）

### (2) マイナンバーカードの利便性の周知

市民の幅広い層に利用していただくことで、マイナンバーカードの利便性を実感していただく。

### (3) 若年層のマイナンバーカードの保有率の向上

他世代に比べてマイナンバーカードの保有率の低い若年層にマイナンバーカードの利便性を周知し、マイナンバーカードの取得を促す。

### (4) 物価高騰に直面する生活者支援

各種手続き等に際して必要不可欠な証明書の交付手数料を大きく減額することにより、物価高騰に直面する市民の生活支援につなげる。

## 4 業務内容

上記の目的達成のため、下記業務を実施すること。

### (1) 事業計画の策定

本事業を計画的かつ効率的に進め、機を捉えた広報を行うために、実施体制、役割分担、実施業務、スケジュールや進捗・課題管理方針を記載した事業計画を策定すること。この計画は業務の進捗や状況に応じて適宜加筆修正し、市と共有すること。

## (2) 統一デザインやイメージの作成

- ア 事業において統一して使用するデザインやイメージを作成して提供する。
- イ 上記アのデザインやイメージの条件は次のとおりとする。
- ・幅広い年代の市民が目にすることを前提に、あらゆる年代に分かりやすく、見やすいユニバーサルデザインの観点で作成すること。
  - ・他の広報物に埋もれない、独自性があり目を引くものであること。
  - ・デジタル庁のPRキャラクター「マイナちゃん」等を使用する場合は使用規程やガイドラインを確認のうえ規程に抵触しないよう留意すること。  
※デジタル庁HP「マイナンバー広報用ロゴマークについて」  
[https://www.digital.go.jp/policies/mynumber\\_logo](https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_logo)
  - ・映像、写真及び音楽等を使用する際は、事前に肖像、意匠、商標及び著作権の利用に関する手続き等を確実に行うこと。
  - ・作成したデザインやイメージに類似のものがいないか十分に確認すること。
- ウ 本業務の成果物にかかる著作権等の権利はすべて市に帰属し、市は二次利用も含めこれらを自由に使用できるものとする。

## (3) チラシ・ポスターの作成及び各拠点への納品

- ア 上記の統一デザインやイメージに基づくチラシ、ポスターを作成する。
- イ 市が配布を必須とする拠点や部数を提示するため、受注者が独自に展開する広報に使用する部数を見込んで作成すること。
- ウ 市で配布を必須とするチラシのサイズはA4縦長・両面・フルカラー・コート紙73kgとし、ポスターはB2縦長・フルカラー・コート紙110kgで作成すること。
- エ 作成したチラシ、ポスターは市の指定する拠点へ納品すること。納品の際は事前に各拠点と調整等が必要であるため、納品前に市の指示に従うこと。

## (4) 動画・静止画像の作成

- ア 統一デザインやイメージに基づく15秒程度の動画及び静止画を作成する。
- イ 上記アで作成した媒体は市が保有する各種広報媒体でも使用するため、汎用性のある形式で作成するほか、市の指示により必要なサイズへの加工等を適宜行うこと。

## (5) 北九州市営バスへのフルラッピング広告の掲出

- ア 統一デザインやイメージによる市営バスのフルラッピング広告を掲出する。
- イ 掲出台数は1台とする。路線は学生や市民の乗降を分析のうえ、事前に市と協議のうえ決定すること。
- ウ 証明書需要の高くなる9月を掲出開始の目途とし3月31日まで提出する。

## (6) 北九州市公用車用PRステッカーの作成

ア 市が使用する公用車のリアガラスに貼り付け、事業をPRするために使用するステッカーを作成する。

イ ステッカーのサイズは縦10cm×横30cm、作成部数は1,000部とする。

ウ 掲出は9月からを予定しているため、8月中旬までに市の指定する場所へ納品すること。

## (7) 自由提案

上記(1)から(5)の必須業務に加え、本仕様書「3 業務目的」を達成するため、応募者が独自に保有するノウハウを活かした効果的・効率的な広報戦略、広報手段、広報ツールを活用した広報の提案(その効果を含む)を求める。

### 【参考】

- ・ 提供するアンケート結果や各種データからターゲットを絞り、ターゲットごとに使用する媒体を分けるなど効果的に訴求する広報
- ・ 各種業界とのタイアップ
- ・ マイナンバーカード保有率の低い若年層にアピールできる内容
- ・ その他、応募者がもつあらゆるノウハウ、協業体制、ネットワーク資産、システム等を活用した広報

## (8) 効果測定・分析

今後の広報事業実施の際の基礎資料とするため、実施した広報の効果測定を行い、最終的に報告書にまとめること。

ア 具体的な効果測定方法を提案すること。

イ 市の求めに応じ適宜効果測定結果を報告すること。

ウ 令和9年2月頃に、市からコンビニ交付の年代別・月別利用者数やマイナンバーカードの年代別保有率などを別途提供するため、効果測定結果と照合し、広報方実施による市民の行動変容や各広報手段の有効性等について分析を行うこと。

エ 報告書はグラフや図を用いて視覚的にもわかりやすいものとする。

## (9) 市の業務範囲(参考)

以下の項目は、委託者である市が行う。

ア 上記(3)イで市が必須とする広報に関する市の関係部署や各行政機関との事前の連絡調整。この連絡調整後の具体的な媒体の納品等の連絡調整は受注者が行うこと。

イ 市が保有する各種資料の提供

ウ その他、市の対応が必要な場合の連絡調整

## 5 成果物

事業完了後は実施内容をまとめた報告書および効果測定の結果報告書、作成した媒体等成果物を CD-ROM 等の電子媒体で納品すること。

## 6 納品場所

北九州市小倉北区域内1番1号 北九州市役所2階  
北九州市総務市民局市民部区政推進課

## 7 その他

- (1) 本委託業務の進行にあたっては、市と十分協議して実施するとともに、随時進捗状況の報告を行うこと。また、円滑な業務実施のために市が適宜報告を求めることがある。
- (2) 本委託業務の実施に係る協議や打合せ等の必要経費については、受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、本委託業務により知り得た情報等を本委託業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本委託業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 発注者は本委託業務の実施に関する法令を遵守すること。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。